

神石高原町チャレンジワード実施要綱

平成29年2月27日

告示第19号

(目的)

第1条 神石高原町内における起業や新たな事業展開，事業規模拡大，雇用拡大に対する意欲の向上を促進するため，「神石高原町チャレンジワード」（以下「チャレンジワード」という。）を開催し，新規性・独創性に富むアイデアによるビジネスプランを募集する。優秀なビジネスプランに対して，賞金を授与し，新たな事業を展開しようとするものを支援することにより，町内における産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 起業や事業規模拡大，雇用拡大を目的とする事業をいう。
- (2) ビジネスプラン 事業の目標，進め方，提供する商品又はサービス，対象者，資金，雇用等に関する計画で次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 町内に事業所を設置し起業しようとしていること又は，町内事業所の規模拡大・雇用拡大が期待できるものであること。
 - イ 町が支援する事業として，社会通念上，適切と認められるものであること。
- (3) チャレンジワード 個人又は法人，その他の団体が新たに町内で計画しているビジネスプランについて審査を行い，賞金の授与，アドバイス，関係機関の紹介等の必要な支援を行うために行うコンテストをいう。
- (4) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
 - イ 事業を営んでいない個人又は法人が新たに法人を設立し，当該法人が事業を開始すること。

(ビジネスプランの募集)

第3条 町長は，別に定める募集要項により，ビジネスプランを募集する。

(応募資格)

第4条 チャレンジワードに応募することができるものは，次のいずれにも該当する個人又は法人をいう。

- (1) 町内で当該年度を含め2年以内に起業しようとするもの又は、町内に住所を有する事業所の規模拡大・雇用拡大を行う事業者、町外から町内へ事業所の移転、工場等（恒常的に雇用が見込まれる施設）の新設を当該年度を含め2年以内に行う事業者であること。
- (2) 町税を完納している個人又は法人であること。
- (3) 国の機関及び地方公共団体ではないこと。
- (4) 清算、破産、再生、更生、承認援助又は特別清算に関する手続中ではないこと。
- (5) 応募する個人又は事業主、役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員に該当していないこと。また、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当していないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
- (8) その他町長が不適切と認める事業所でないこと。

（応募申請）

第5条 チャレンジアワードに応募するものは、神石高原町チャレンジアワード応募申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長へ提出しなければならない。

（書類審査）

第6条 町長は、チャレンジアワードに応募のあったビジネスプランについて、書類審査を行う。

（選考委員会）

第7条 町長は、優秀なビジネスプランを選定するため、神石高原町ビジネスプラン選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会は、第5条の規定による応募があった場合は、内容等について説明を求め、審査を行うものとする。
- 3 選考委員会は、ビジネスプランに精通した有識者をもって組織する。
- 4 選考委員会に委員長を置き、前項の構成員の互選により選出する。
- 5 委員長は、選考委員会での審査結果を町長に報告するものとする。

（表彰等）

第8条 町長は、前条第5項の規定による報告を受けた場合において、最優秀賞及び優秀賞に該当するビジネスプランがある場合には、最優秀賞及び優秀賞を決定し、その応募者に対して神石高原町チャレンジアワード賞金授与決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 町長は、前項の規定による決定を受けた応募者を表彰するとともに、予算の範囲内で賞金を授与するものとする。

(実績報告)

第9条 前条第1項の規定により決定通知を受けた応募者は、当該年度を含め2年以内に、神石高原町チャレンジアワード状況報告書(様式第3号)に、該当のビジネスプランを開始したことを証明する書類を添付して提出しなければならない。

(表彰等の取消し及び返還)

第10条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、最優秀賞及び優秀賞の決定を取り消すことができる。この場合において、賞金が既に授与されている場合は、その返還を命ずることができる。

(1) 応募書類の内容に虚偽の事実があった場合

(2) その他町長が不相当と認めた場合

(情報の取扱い)

第11条 町長は、ビジネスプランに係る応募者の氏名、その内容及び当該応募のために提出された書類について、非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、第8条第2項の規定による表彰を受けたビジネスプランの公開について当該応募者の同意があるものについては、その概要を公開するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。